

政治資金適正化委員会における取組及び
検討状況についての取りまとめ（第3期）
（たたき台）

平成28年12月
政治資金適正化委員会

目 次

- 1 登録政治資金監査人の登録及び研修…………… 1
- 2 政治資金監査に関する具体的な指針等…………… 7
- 3 政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～…………… 11

1 登録政治資金監査人の登録及び研修

(1) 登録政治資金監査人の登録

政治資金規正法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができることとされている（法第19条の18第1項）。これらの者は、それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。

○ これまでの取組

当委員会では、平成22年1月から行われることとなった国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実施に必要な登録政治資金監査人の早期確保に向け、平成20年9月から登録政治資金監査人名簿への登録申請の受付を行ってきた。

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、大きな地域的偏在が生じないよう関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行ってきた。具体的には、登録政治資金監査人の登録・研修申込手続に関するリーフレットを作成し、当委員会のホームページに掲載するほか、関係士業団体を通じてそのリーフレットを配布するとともに、関係士業団体が主催する研修の場等で政治資金監査制度の概要等を説明するなど、周知・広報を図ってきたところである。

その結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、【仮】平成28年11月末現在で4,815人となっている（参考資料2）。

これに対し、【仮】平成26年における国会議員関係政治団体（収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）は3,326団体（総務大臣届出分812団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,514団体）であり、登録政治資金監査人の登録者数はこれを上回っている状況にある。

都道府県別の登録政治資金監査人の登録状況を見てみると、全都道府県にわたり登録がなされており、都道府県によっては、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が1以上となっている団体もあるが、多くの団体では1を下回っており、全国平均としても0.69となっている（参

考資料3)。また、【仮】平成27年度フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケート結果によれば、登録政治資金監査人1人当たり、政治資金監査を2.52団体実施しているが、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数は、最も多い地域でも【仮】2.67団体となっており、これに近い数値であることから、政治資金監査の実務上支障はないものと考えられる。

昨今における登録政治資金監査人の登録・抹消の状況の詳細については、以下のとおりである。

① 登録者数及び登録抹消者数の増減について

平成20年9月に登録政治資金監査人の登録を開始して以降、登録政治資金監査人の登録者の総数は年々増加しており、【仮】平成28年11月末現在における登録者の総数は、4,815人となっている（参考資料2）。

年度ごとの新規登録者数は減少傾向にあり、申請等に基づき登録を抹消した者（以下「登録抹消者」という。）の数は年々増加しているものの（参考資料4）、年度ごとの新規登録者数は登録抹消者数を一貫して上回っている（参考資料5）。

登録抹消者の抹消事由としては、約6割が本人からの申請（法第19条の23第1項）によるものであり、約4割が死亡や関係士業の廃止等（法第19条の23第1項第1号）によるものとなっている。

② 登録者数の年代別分布について

登録者数の年代別分布を見ると、60代以上が合計2,160人と全体の46.1%を占めており、平成22年度末と比較すると、9.5%増加している（参考資料6）。また、登録抹消者について年代別に見ると、60代以上が全体の6割以上となっている（参考資料7）。

○ 今後の方向性

前述のとおり、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると考えられるものの、近年登録抹消者数が増加傾向にあることや、登録者数全体の4割以上が60代以上であること、登録政治資金監査人の地域的な偏在が依然として見られること等を踏まえ、関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の安定的確保に向けて、政

治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、引き続き周知・広報に取り組んでいくことが適当である。

特に、地域的偏在については、現在のところ政治資金監査制度の運用に直ちに支障を来す状況には必ずしもないと考えられるものの、登録政治資金監査人の高齢化による引退等の可能性も考慮すると、今後の安定的な運用のために、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録者の絶対数が少ない地域において重点的に周知・広報に取り組んでいくことが必要である。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施

平成28年度現在、当委員会では登録政治資金監査人に対し、「登録時研修」と「フォローアップ研修」の2種類の研修を実施している。「登録時研修」は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として、登録政治資金監査人名簿に登録を受けた登録政治資金監査人が受講するものであり（法第19条の27）、「フォローアップ研修」は、当委員会が行う研修（法第19条の30第1項第3号）として、登録政治資金監査人の政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的に、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができるものである。それぞれの研修の概要は、下表のとおりである。

研修の種類		対象	方式	主な内容
登録時研修		登録手続を完了した登録政治資金監査人	集合研修方式※1 (要望研修方式※2を含む。) 個別研修方式※3	登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得
フォローアップ研修	再受講研修	登録時研修を修了した登録政治資金監査人	集合研修方式	登録時研修と同内容
	実務向上研修			政治資金監査制度に関する変更点や政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点

※1 集合研修方式…研修受講者を一堂に会して実施するもの。

※2 要望研修方式…希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に実施するもの。

※3 個別研修方式…個別の研修受講者ごとに任意の日時において、研修用映像教材を用いて実施するもの。

① 登録時研修について

○ これまでの取組

登録時研修の実施に当たっては、「政治資金監査に関する研修実施要領」及び「政治資金監査に関する研修実施細則」を定め、これらに基づき、政治資金の制度に関する専門的知識（政治資金規正法のあらまし）及び政治資金監査マニュアル等を解説した研修テキスト及び関係法令集を用いた研修を行ってきたところである。

登録時研修は、平成20年12月に集合研修方式により開始し、以降、研修受講者の移動の利便性等を考慮して全国各地で実施しており、平成26年度は16回、平成27年度は17回、平成28年度は17回実施している。特に、平成26年度及び平成27年度においては、登録政治資金監査人の地域的偏在の是正を図るため、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域においても研修を実施した。また、平成22年4月からは、研修受講者側の利便性も考慮して、個別研修方式を新たに導入し、平成26年度は126回、平成27年度は102回、平成28年度は、【仮】平成28年11月末現在で、66回実施しており、集合研修方式と併せて精力的に取り組んできたところである（参考資料8）。

さらに、平成23年4月からは集合研修方式の一つとして要望研修方式も新たに導入し、平成23年度は2回、平成24年度は3回、平成25年度及び平成27年度は各1回実施している（参考資料8）。

その結果、【仮】平成28年11月末現在では、登録政治資金監査人（登録抹消者除く）4,815人のうち、98.1%の4,722人が登録時研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている。一方、未修了者は93人である。

なお、登録時研修の年度別受講者数については、年度ごとの新規登録者数が減少傾向にあることに伴い、減少傾向となっている（参考資料8）。

○ 今後の方向性

登録時研修については、受講機会の確保も含めた登録時研修の着実な実施という観点から、引き続き全国各地において集合研修方式による研修を実施するとともに、登録政治資金監査人の希望に基づいて個別研修方式による研修の実施を継続していくことが適当である。

また、登録政治資金監査人の地域的偏在については、(1)の「今後の方向性」で述べたとおり、政治資金監査制度の運用に直ちに支障を来すような状況にはないと考えられるものの、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域については、今後の安定的な運用を図る観点から、当該地域の状況を注視しつつ、登録時研修の実施を検討する。

② フォローアップ研修について

○ これまでの取組

平成22年度から、政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催してきた。

平成26年度以降は、フォローアップ説明会をフォローアップ研修と位置付け、これまでの研修内容を引き継ぐ「実務向上研修」に加えて、新たに登録政治資金監査人が再度登録時研修と同内容の研修を受講することを可能とする「再受講研修」を実施してきたところである。

平成26年度から平成28年度においては、実務向上研修、再受講研修ともに、各年度それぞれ17回開催している（参考資料9）。

これまで、研修の開催場所については、登録政治資金監査人に広く研修への参加の機会を提供するという観点から、全国を8ブロックに分け、ブロックごとに登録者数、研修受講者の移動の利便性及び前年度の開催実績等を考慮しながら、開催地を選定してきた。平成28年度においては、これらによる開催地の選定に加え、フォローアップ研修の未受講率の高さも考慮し、新たな開催地を選定したところである。

また、開催時期については、年度末や政治資金監査の実施時期を避けているほか、登録政治資金監査人へのアンケート調査等の結果も踏まえ、月末を可能な限り避けての開催や夜間開催などの取組を行ってきたところである。

その結果、実務向上研修については、平成26年度は合計1,116人、平成27年度は合計1,034人、平成28年度においては合計980人の参加をみたところであり、再受講研修については、平成26年度は合計287人、平成27年度は合計206人、平成28年度は200人の参加をみたところである（参考資料9）。

なお、【仮】平成28年11月末現在で、フォローアップ研修（実務向上研修）の受講経験者の総数は2,455人となり、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上（52.0%）に達している（参考資料10）。

○ 今後の方向性

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、フォローアップ研修については、今後も継続的に実施していくことが適当である。

また、フォローアップ研修の実施に当たっては、研修受講者数の増加を図るため、これまでも開催回数の増加、交通の利便性の高い場所での開催、未開催地における開催、夜間開催等、登録政治資金監査人が研修により参加しやすくするための取組を行ってきたところであるが、政治資金監査の質の向上に果たすフォローアップ研修の重要性に鑑みると、これまで以上に、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとすべきであり、引き続き受講者にとっての利便性の向上を図り、できるだけ多くの登録政治資金監査人が参加の機会を得られるよう配慮すべきである。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

(1) 政治資金監査マニュアルについて

政治資金規正法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行うものとされている（法第19条の13第1項及び第2項）。

○ これまでの取組

当委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るためには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意すべきという点を踏まえ、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を定めた。

政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められる。

政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査は、平成22年5月末までに提出をされた国会議員関係政治団体に係る平成21年分の収支報告書について、初めて実施された。その実施状況に係る総務省及び都道府県選挙管理委員会の調査結果や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、検討を重ねた結果、より円滑な政治資金監査の実施に資するため、平成22年9月に政治資金監査マニュアルを改定した。

また、平成24年に行われた政治資金規正法施行規則の一部改正及び政治資金監査報告書記載例の明確化等これまでに当委員会が示した見解等を踏まえ、平成25年6月に再度政治資金監査マニュアルを改定した。

第3期においては、前回の改定から約2年半が経過し、この間の制度改正の反映を図る観点から、平成28年3月に政治資金監査マニュアルの改定を行った。具体的な改定内容は、以下のとおりである。

① 業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

政治資金監査制度は、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の全ての支出をチェックする制度であり、外部性の確保という観点から、登録政治資金監査人が、

ア 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者

イ アの配偶者

ウ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者

エ 国会議員に係る後援会等いわゆる2号団体の場合は、当該団体が推薦し、又は支持する公職の候補者若しくはその配偶者

である場合には、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないとされている（法第19条の13第5項・施行規則第17条）。

登録政治資金監査人の業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言いがたい。したがって、このような場合について、当委員会では、政治資金監査マニュアル等で「適当ではない」旨規定していたところであるが、第2期の取りまとめにおいて「制度的な対応が必要」との方向性が示されたことから、具体的な業務制限の対象とすべき範囲について検討を行い、平成26年度第6回委員会において制度的な対応を要請したところである。

この要請を受け、平成27年10月に政治資金規正法施行規則の改正が行われ、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者であった者についても、業務制限の対象とされることとなった（平成28年1月1日施行）ため、同改正を反映する改定を行った。

② 政治資金監査マニュアルの記載の趣旨の明確化

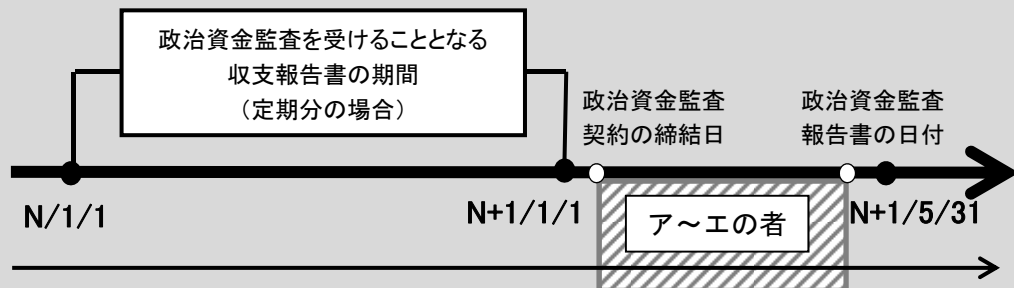
政治資金監査報告書記載例の注書きの追加、「領収書等亡失等一覧表」の様式の参照先の明示等、記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理を行った。

業務制限の対象範囲（イメージ）

【改正前】

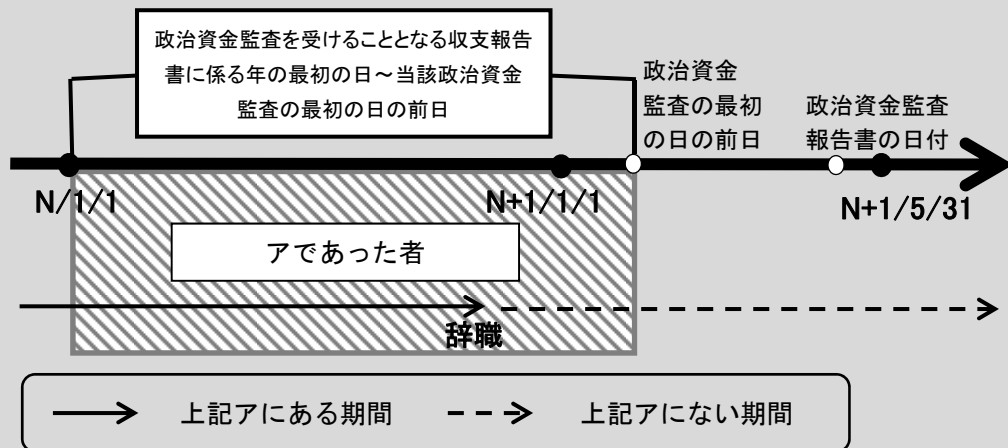
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、登録政治資金監査人が以下のアからエのいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ア 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者
- イ アの配偶者
- ウ 国会議員関係政治団体の役員又はその配偶者
- エ 国会議員に係る後援会等いわゆる2号団体の場合は、当該団体が推薦し、又は支持する公職の候補者若しくはその配偶者



【改正後】

上記の場合に加え、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）において、登録政治資金監査人が上記アであった場合についても、政治資金監査を行うことはできない。



これら改定後の政治資金監査マニュアルの内容（参考資料13）については、その都度フォローアップ研修等において、登録政治資金監査人に対して説明し、周知を図ってきたところである。

○ 今後の方向性

政治資金監査マニュアルの内容については、フォローアップ研修や当委員会のホームページを通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当である。

(2) 「政治資金監査に関するQ&A」等について

○ これまでの取組

政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。

当委員会では、登録政治資金監査人から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完するものとして、当委員会の見解や「政治資金監査に関するQ&A」を公表し（参考資料14及び参考資料15）、フォローアップ研修等も活用してこれらの周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

第3期においては、「政治資金監査に関するQ&A」の追加・改定として、公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に当該金融機関等から受領する書面（払込金受領証）に支出の目的が記載されていない場合の取扱いに関する整理を踏まえた改定や、登録政治資金監査人の守秘義務に係る整理を踏まえた追加等を行った。

○ 今後の方向性

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ&A」の充実等を行っていくことが適当である。

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する

研修及び個別の指導・助言～

政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録政治資金監査人の確保に関しては、関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行い、国会議員関係政治団体【仮】3,326団体（平成26年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）に対し、【仮】4,815人（平成28年11月末現在）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

このように、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を置いた取組を行っていく必要があるものと考えられる。

政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。そこで、当委員会では、前章で述べたとおり、これまでも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、政治資金監査マニュアルを補完するものとして当委員会の見解や「政治資金監査に関するQ&A」を公表し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

これらに加え、更なる質の確保及び向上を図るための具体的な取組として、①従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを新たに設け、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から個別の指導・助言の取組を実施してきたところである。

取組の具体的な内容は、以下のとおりである。

（1）フォローアップ研修について

○ これまでの取組

「1 登録政治資金監査人の登録及び研修」の（2）で述べたとおり、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実務に携わる際、政治資金監査の

実施に必要な専門的知識を修得するために、あらかじめ登録時研修を受けることとされている（法第19条の27）。

しかしながら、一度きりの研修では修得できる内容に限りがあること、時の経過による登録時の研修で修得した政治資金監査に係るノウハウの劣化等が懸念されることから、登録政治資金監査人からの継続的な研修の実施の要望があったことも踏まえ、平成22年度よりフォローアップ説明会（平成26年度以降はフォローアップ研修）を実施してきたところである。

「1 登録政治資金監査人の登録及び研修」の（2）②で述べたとおり、フォローアップ研修（実務向上研修）については、各年度において概ね1,000人程度（全体の2～3割）の登録政治資金監査人が受講しており（参考資料9）、平成28年11月末現在で、受講経験者の総数も2,455人と、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上（52.0％）に達している。一方、登録後一度もフォローアップ研修（実務向上研修）を受講したことがない登録政治資金監査人も2,267人存在している（参考資料10）。

なお、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケート結果によると、受講者の約6割が実際に政治資金監査の実務経験を有している。また、「毎年研修を受講している」と回答した受講者は回答者全体の約6割を占めるが、そのうち約7割が政治資金監査の実務経験を有している（参考資料11）。

当委員会では、フォローアップ研修、特に実務向上研修については、政治資金監査の質の向上を図る上で重要な取組と考えており、これまでフォローアップ研修の内容の充実及び研修への参加の促進に係る取組を実施してきた。具体的な取組内容については、以下のとおりである。

① 研修内容の充実

当委員会では、政治資金監査において登録政治資金監査人が確認すべき項目を遺漏なく確認したかどうか、また、政治資金監査の結果を政治資金監査報告書に適切に記載したかどうか等を、登録政治資金監査人自身でチェックすることができるよう、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをそれぞれ作成・公表し、政治資金監査マニュアルにおいてもその活用を求めているところである。

そこで、平成27年度のフォローアップ研修（実務向上研修）においては、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成について、受講者がこれらのチェックリストを参照しながら理解を深められるよう、チ

チェックリストの項目に沿った解説とする等、研修資料の構成について大幅な見直しを行った。また、より実践的な研修となるよう演習問題を取り入れるとともに、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケートにおいて登録政治資金監査人から「具体的な事例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたことから、政治資金監査報告書作成時の留意事項の解説において具体の様式例を用いて説明する等、内容の充実を図ったところである。

平成28年度のフォローアップ研修（実務向上研修）では、後述の個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等について、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストとの対応関係を示すことにより、同様の誤り等の防止を図ることとした。また、研修の振り返り等に役立ててもらえるよう、研修内容のポイントをまとめたものを研修資料として追加したほか、平成27年度より更に内容を充実させた演習問題を研修内容に盛り込むとともに、参加者には演習問題を事前に送付することで、理解度の向上を図ったところである。さらに、講師の説明能力向上を図るため、受講者に対するアンケートの項目の一つとして、講師の説明に対する評価を盛り込み、参考としているところである。

② フォローアップ研修への参加の促進

当委員会の実施する研修は、関係士業団体の研修制度における研修受講時間に算入する取扱いが行われている。そこで、フォローアップ研修の受講者について、受講確認ができるように、平成27年度より研修受講者のうち希望する者に対しては、「研修参加証明書」を発行することとした。また、平成28年度には、この点について登録政治資金監査人に対して周知することにより、フォローアップ研修への参加促進を図ったところである。

上記①及び②で述べた取組や、「1 登録政治資金監査人の登録及び研修」で述べた研修の実施方法等の改善を行ってきた結果、フォローアップ研修の参加者アンケートによると、再受講研修、実務向上研修ともに、研修の内容については、「とても参考になった」との回答が約75%、実務向上研修への今後の参加意向については、「今後も参加したい」との回答が約98%と、概ね好評価を受けているところである（参考資料12）。

特に、実務向上研修については、平成27年度から取り入れた演習問題について、より実践的な内容となっており理解が深まった等の評価する意見や、研修資料について、会計帳簿や領収書等の具体例を用いた解説がわ

かりやすかった等の意見が寄せられている。一方、演習問題の出題を増やしてほしい、具体的な事例や誤りやすい事例の説明を増やしてほしいといった意見も寄せられているところである。

○ 今後の方向性

フォローアップ研修については、前述のとおり、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上が実務向上研修を既に受講しており、また、受講者から有意義なものとなっている等概ね好評価を得ているところである。特に、「毎年度研修を受講している」と回答した受講者の約7割が政治資金監査の実務経験者であることから、実務向上研修は実務経験者からのニーズの高いものとなっていると考えられる。

したがって、今後もフォローアップ研修を継続的に実施していくとともに、政治資金監査の質の向上に寄与するものとなっているか、また、継続的に参加している受講者にとって有意義なものであるかといった観点から、特に実務向上研修について、引き続き内容の充実を図っていくことが適当である。

① 研修内容の充実について

実務向上研修については、従来同様、制度改正等を踏まえた年度ごとのトピックスや実務上の留意点に係る説明は今後も必要と考えられるものの、フォローアップ研修（実務向上研修）の受講者の約6割が実際に政治資金監査の実務経験を有していること、制度開始から約8年が経過し、登録からの年数や実務経験において登録政治資金監査人間で差が生じていることも踏まえると、研修の双方向性といった点も視野に入れながら、研修内容について更なる検討を行うことが適当である。

また、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケートにおいて、登録政治資金監査人から「具体的な実例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたこと、後述の個別の指導・助言の取組によって誤り事例等が明らかとなったことから、政治資金監査実務上、特に留意すべき点や誤りやすい点について具体例の一層の活用を図る等の更なる内容の充実についても検討を行うことが適当である。

あわせて、これまで一度もフォローアップ研修を受講していない登録政治資金監査人の意識やニーズも把握していくことも必要であると考えられる。

このほか、受講者が研修内容をより深く理解できるよう、講義を担当する職員の説明能力の向上を図っていくことも必要であり、引き続き講師の説明に関してアンケートを実施するとともに、職員の説明能力の向上を図るための研修の受講等に取り組んでいくことが適当である。

② フォローアップ研修への参加の促進

政治資金監査実務の基礎知識の定着・向上を図るため、これまでフォローアップ研修に参加している受講者に、引き続き研修に参加してもらえよう、研修内容の充実を図っていくことはもとより、前述のとおり、フォローアップ研修（実務向上研修）に参加する登録政治資金監査人の割合が毎年全体の2～3割であり、また、いまだ半数弱の登録政治資金監査人は登録時研修以降これまで一度もフォローアップ研修（実務向上研修）に参加したことがないという状況等を踏まえ、未受講者に対しても参加への働きかけを継続していくなど、関係士業団体との協力を強化し、研修への参加促進の取組を効果的なものとしていくことが適当である。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

作成中

参考資料

【参考資料 1】 政治資金適正化委員会実施状況	・ ・ ・ ・ 20
<登録政治資金監査人の登録及び研修関係>	
【参考資料 2】 登録政治資金監査人の登録者数（累積）の推移	・ ・ ・ ・ 22
【参考資料 3】 登録政治資金監査人 1 人当たりの国会議員関係政治団体数	・ ・ ・ ・ 22
【参考資料 4】 登録政治資金監査人の抹消状況（年度別・士業別）	・ ・ ・ ・ 23
【参考資料 5】 登録政治資金監査人の登録状況（年度別）	・ ・ ・ ・ 24
【参考資料 6】 年代別登録政治資金監査人数	・ ・ ・ ・ 25
【参考資料 7】 年代別抹消者数	・ ・ ・ ・ 25
【参考資料 8】 登録時研修の実施状況（年度別・研修方式別）	・ ・ ・ ・ 26
【参考資料 9】 フォローアップ研修の開催状況	・ ・ ・ ・ 26
【参考資料 10】 フォローアップ研修（実務向上研修）受講経験者数の推移	・ ・ ・ ・ 27
【参考資料 11】 フォローアップ研修（実務向上研修）参加者の研修受講状況	・ ・ ・ ・ 27
【参考資料 12】 フォローアップ研修アンケート結果	・ ・ ・ ・ 28

＜政治資金監査に関する具体的な指針等関係＞

【参考資料 1 3】 政治資金監査マニュアルの改定状況	・ ・ ・ ・ 29
【参考資料 1 4】 政治資金適正化委員会の見解一覧	・ ・ ・ ・ 30
【参考資料 1 5】 政治資金監査に関する Q & A の主な追加・改定	・ ・ ・ ・ 31

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言関係＞

【参考資料 1 6】 政治資金監査の質の向上に係る取組について (平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日政適委第 4 0 0 号)	・ ・ ・ ・ 33
--	------------

政治資金適正化委員会開催状況

政治資金適正化委員会は、平成26年4月からの第3期において、【仮】平成28年11月末までに15回の委員会を開催し、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施等について、引き続き検討を行ってきた。

主な審議事項等は、以下のとおりである。

【平成26年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	4月14日	・平成26年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
2	7月 1日	・政治資金監査の質の向上について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
3	9月16日	・政治資金監査の質の向上について
4	11月 4日	・政治資金監査の質の向上について ・国会における答弁状況について
5	12月15日	・政治資金監査の質の向上について ・平成25年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について ・政治資金監査に関する報道について
6	3月17日	・政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について ・登録政治資金監査人の業務制限について ・平成26年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について ・平成27年度研修実施計画について ・平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について

【平成27年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	5月26日	・平成27年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
2	7月28日	・払込金受領証の取扱いについて ・政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について ・収支報告書の作成支援ソフトの普及等について
3	10月 6日	・政治資金監査に関するQ&Aの追加について ・政治資金規正法施行規則の改正について

4	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の質の向上について 政治資金監査に関するQ&Aの改定について 平成28年度研修実施計画について 平成26年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
5	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の質の向上について 平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について 平成27年度研修実施計画の追加について
6	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

【平成28年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	6月 6日	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について 平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況について 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
2	8月 9日	<ul style="list-style-type: none"> 取りまとめ（第3期）に向けた今後の審議事項について 登録政治資金監査人の登録及び研修について 政治資金監査に関する具体的な指針等について
3	10月19日	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について 取りまとめ（第3期）に向けた審議について～政治資金監査の質の向上について～ 平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査について 実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査について

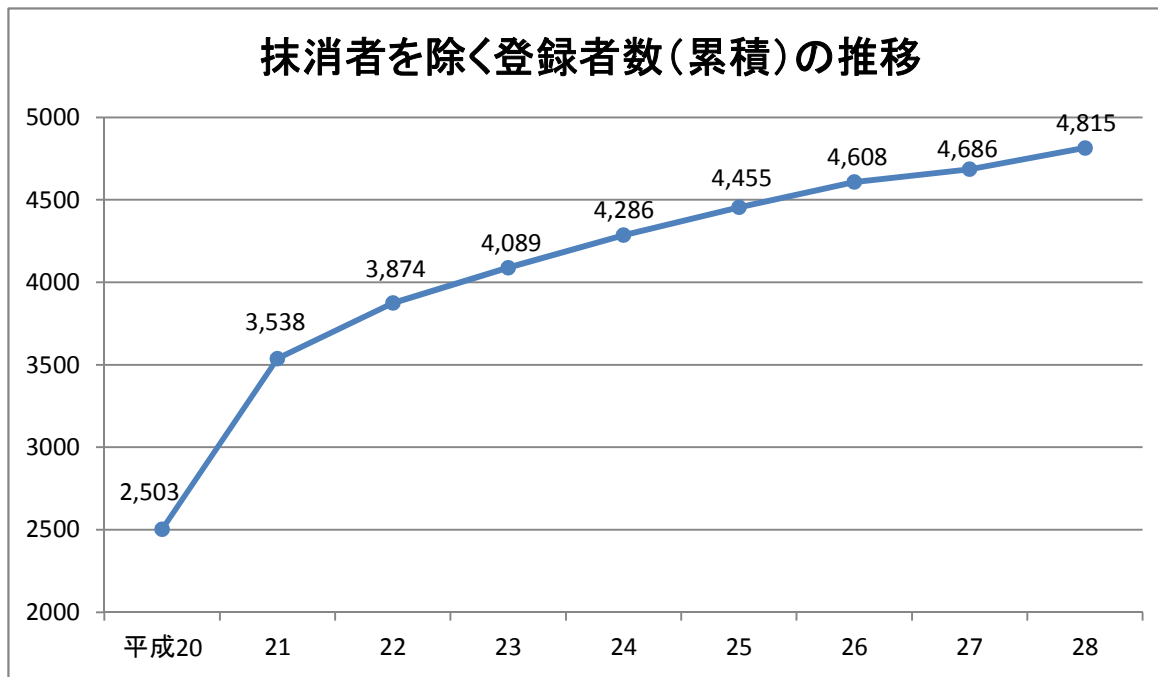
参考資料2

登録政治資金監査人の登録者数(累積)の推移

(単位:人)

年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
抹消者を除く登録者数(累積)	2,503	3,538	3,874	4,089	4,286	4,455	4,608	4,686	4,815

※平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。



参考資料3

登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数

- ... 2.5以上
- ... 2.0以上2.5未満
- ... 1.5以上2.0未満
- ... 1.0以上1.5未満
- ... 1.0未満

最大値: 島根県 2.67
(8団体/3人)



※1 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体
 = $\frac{\text{国会議員関係政治団体数(平成26年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む)}}{\text{登録政治資金監査人数(平成28年11月末現在)}}$

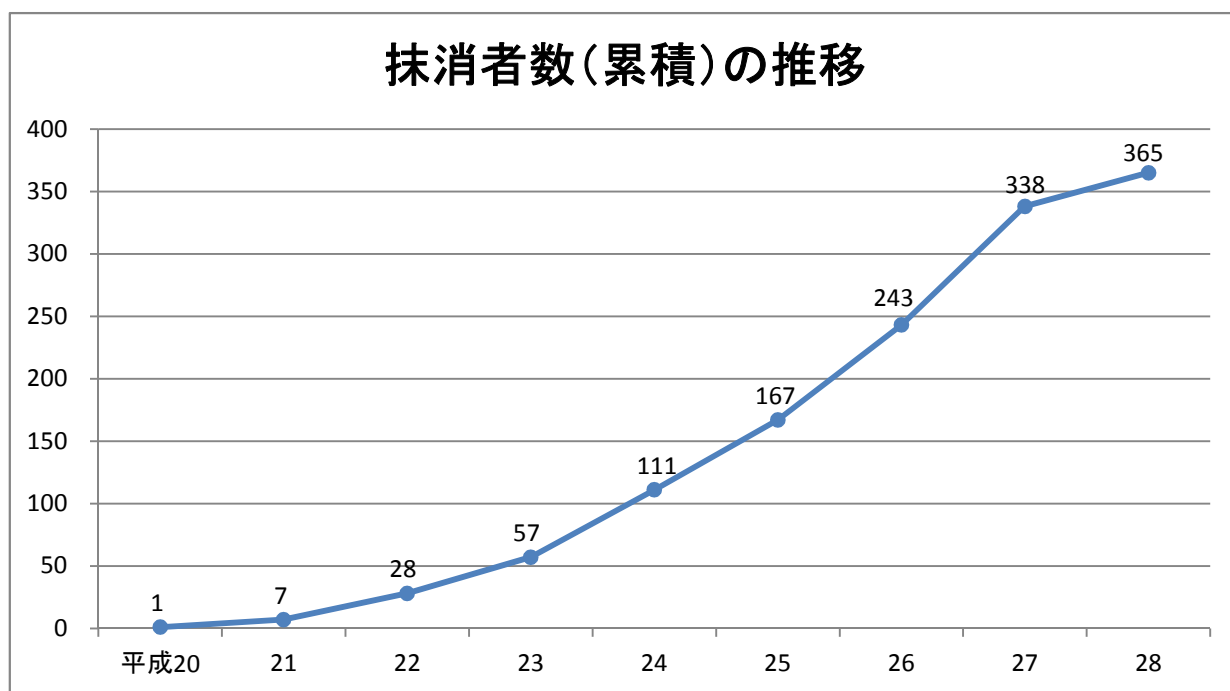
※2 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数の全国平均は、0.69である。

登録政治資金監査人の抹消状況(年度別・士業別)

(単位:人)

年度	抹消者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	1	0	0	1
21年度	6	1	1	7
22年度	21	1	6	28
23年度	29	3	6	57
24年度	54	9	13	111
25年度	56	5	17	167
26年度	76	6	9	243
27年度	95	4	16	338
28年度	27	2	2	365
総計	365	31	70	264

※平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。

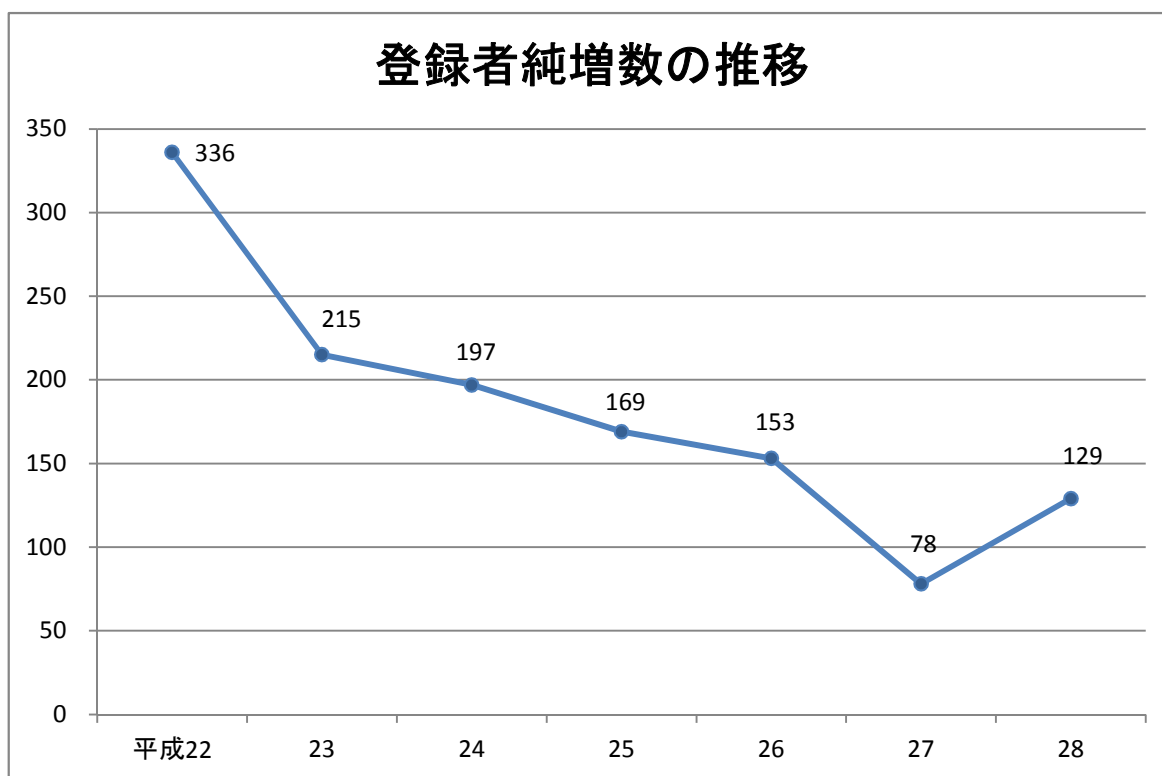


登録政治資金監査人の登録状況(年度別)

(単位:人)

年度	登録者数 A	抹消者数 B	純増数 A - B
平成20年度	2,504	1	2,503
21年度	1,041	6	1,035
22年度	357	21	336
23年度	244	29	215
24年度	251	54	197
25年度	225	56	169
26年度	229	76	153
27年度	173	95	78
28年度	156	27	129
総計	5,180		

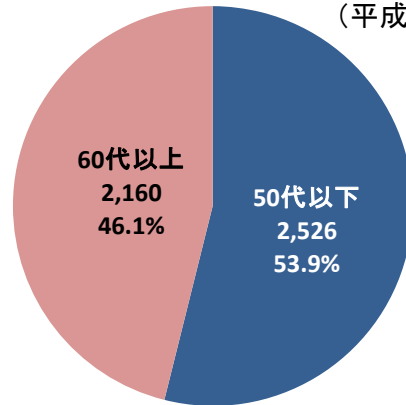
※平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。



参考資料6

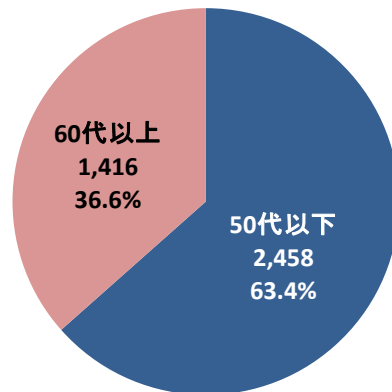
年代別登録政治資金監査人数

(平成27年度末現在)



- ※1 各年代別の登録者数は、平成28年3月31日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成28年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、4,686人である。
- ※3 平均年齢は、57.0歳である。

(参考)平成22年度末における年代別登録政治資金監査人数

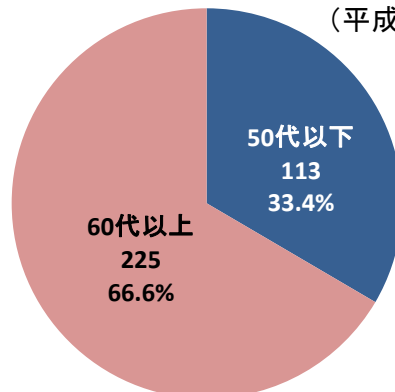


- ※1 各年代別の登録者数は、平成23年3月31日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成23年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、3,874人である。
- ※3 平均年齢は、53.4歳である。

参考資料7

年代別抹消者数

(平成27年度末現在)



- ※1 各年代別の抹消者数は、抹消日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成28年3月31日現在、抹消者総数は338人である。
- ※3 平均年齢は、62.6歳である。

参考資料8

登録時研修の実施状況(年度別・研修方式別)

(単位:人)

年度	研修 修了者数	集合研修		要望研修		個別研修	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成20年度	816	8回	816	—	—	—	—
21年度	2,616	39回	2,616	—	—	—	—
22年度	338	7回	139	—	—	199回	199
23年度	241	11回	100	2回	20	121回	121
24年度	270	12回	77	3回	40	153回	153
25年度	208	16回	103	1回	8	97回	97
26年度	231	16回	105	0回	0	126回	126
27年度	192	17回	69	1回	21	102回	102
28年度	150	17回	84	0回	0	66回	66
総計	5,062	143回	4,109	7回	89	864回	864

※1 個別研修は平成22年度から、要望研修は平成23年度から実施。

※2 研修修了者数は、抹消者を含む数値。

※3 平成28年度は、平成28年11月末現在の数値。

参考資料9

フォローアップ研修の開催状況

○ 実務向上研修

(単位:人)

年度	開催 回数	参加者数	参加者数		
			弁護士	公認会計士	税理士
平成22年度	10回	966	38	125	803
23年度	13回	1,142	41	163	938
24年度	16回	1,080	41	141	898
25年度	17回	1,197	34	181	982
26年度	17回	1,116	28	158	930
27年度	17回	1,034	33	152	849
28年度	17回	980	34	153	793
総計	107回	7,515	249	1,073	6,193

※ フォローアップ研修(実務向上研修)(平成25年度まではフォローアップ説明会)は、平成22年度から実施。

○ 再受講研修

(単位:人)

年度	開催 回数	参加者数	参加者数		
			弁護士	公認会計士	税理士
平成26年度	17回	287	3	54	230
27年度	17回	206	6	36	164
28年度	17回	200	6	33	161
総計	51回	693	15	123	555

※ 再受講研修は、平成26年度から実施。

参考資料10 フォローアップ研修(実務向上研修)受講経験者数の推移

(単位:人、%)

年度	登録時研修 修了者数 A	フォローアップ研修 受講経験者数 B (B/A)	フォローアップ研修 未受講者数 C (C/A)
平成25年度	4,327	2,098 (48.5)	2,229 (51.5)
平成26年度	4,487	2,252 (50.2)	2,235 (49.8)
平成27年度	4,583	2,358 (51.5)	2,225 (48.5)
平成28年度	4,722	2,455 (52.0)	2,267 (48.0)

※1 平成25～27年度の数値は、それぞれ12月31日現在の数値であり、平成28年度の数値は平成28年11月末現在の数値。

※2 登録時研修修了者数は、登録抹消者を除いた数値。

※3 フォローアップ研修受講経験者数は、登録時研修を修了し、かつ、平成22年度から平成28年度までの間に、フォローアップ研修(実務向上研修)(平成25年度まではフォローアップ説明会)を一度でも受講したことのある者の数。

参考資料11 フォローアップ研修(実務向上研修)参加者の研修受講状況

(単位:人、%)

年度	参加者数	回答者数 A=B+C+D	今年度初めて 参加した B (B/A)	参加した ことがある C (C/A)	毎年度 参加している D (D/A)
平成26年度	1,116	891	145 (16.3)	205 (23.0)	541 (60.7)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	551 <61.8>	56 <38.6>	125 <61.0>	370 <68.4>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	340 <38.2>	89 <61.4>	80 <39.0>	171 <31.6>
平成27年度	1,034	836	139 (16.6)	180 (21.5)	517 (61.9)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	491 <58.7>	42 <30.2>	99 <55.0>	350 <67.7>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	345 <41.3>	97 <69.8>	81 <45.0>	167 <32.3>
平成28年度	980	801	110 (13.7)	161 (20.1)	530 (66.2)
うち実務経験あり E<E/A~D>	- <->	491 <61.3>	35 <31.8>	92 <57.1>	364 <68.7>
実務経験なし F<F/A~D>	- <->	310 <38.7>	75 <68.2>	69 <42.9>	166 <31.3>

※1 「回答者数」は、各年度におけるフォローアップ研修の参加者アンケート中、実務向上研修の受講状況に関する項目に回答した者の総数。

※2 「実務経験あり」及び「実務経験なし」の数値は、上記「回答者数」のうち、それぞれ「これまで政治資金監査に携わったことがある」、「これまで政治資金監査に携わったことがない」と回答した者の数。

フォローアップ研修アンケート結果

○ 実務向上研修

年度	研修内容について			研修資料について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	分かりやすかった	普通	分かりにくかった
平成28年度	78.3%	20.2%	1.5%	80.5%	18.9%	0.6%
27年度	73.7%	24.3%	2.0%	75.7%	23.0%	1.3%
26年度	73.8%	23.2%	3.0%	66.5%	31.7%	1.8%

年度	研修時間について			今後の参加	
	ちょうど良かった	もう少し時間を	長かった	今後も参加したい	参加するつもりはない
平成28年度	86.4%	10.2%	3.4%	98.3%	1.7%
27年度	82.1%	10.6%	7.3%	98.0%	2.0%
26年度	91.3%	3.7%	5.0%	97.6%	2.4%

○ 再受講研修

年度	研修内容について			研修時間について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	ちょうど良かった	もう少し時間を	長かった
平成28年度	71.8%	25.3%	2.9%	80.5%	12.6%	6.9%
27年度	75.6%	24.4%	0.0%	89.5%	6.2%	4.3%
26年度	80.5%	15.9%	3.6%	86.2%	9.1%	4.7%

年度	研修方式について		今後の参加			
	今のままでよい	変更してほしい	毎年	2～3年に1度	必要に応じて	その他
平成28年度	94.9%	5.1%	44.9%	31.5%	23.6%	0.0%
27年度	90.1%	9.9%	35.1%	36.9%	25.6%	2.4%
26年度	89.3%	10.7%	33.7%	28.7%	31.0%	6.6%

政治資金監査マニュアルの改定状況

当委員会では、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を策定し、その後現在（平成28年11月末）に至るまで、3回にわたり改定を行っている。

主な改定内容は、以下のとおりである。

改定時期	主な改定内容
平成22年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。 ・ 記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能に。
平成25年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。 ・ 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。 ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。
平成28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年10月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。 ・ 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。

政治資金適正化委員会の見解一覧

時期	見解	内容
平成20年10月31日 平成20年度第8回委員会	「収支報告書等の記載方法等に関する見解」	交通事業者系電子マネー及びETCカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年4月14日 平成21年度第1回委員会	「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	支出先住所について記載不備としない事例(住所の特定が困難な場合又は主たる事務所の所在地の特定が困難な場合)
	「収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)」	クレジットカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年6月4日 平成21年度第2回委員会	「支出項目の区分の分類について」	支出項目の区分の分類の基本的考え方及び標準的な分類例
平成21年9月8日 平成21年度第3回委員会	「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	領収書等の発行者情報を含む記載事項による会計帳簿の記載事項との整合性の確認
平成22年12月8日 平成22年度第5回委員会	「政治資金監査報告書の記載について」	政治資金監査報告書の記載に当たっての留意事項(収支報告書に支出が計上されていない場合における政治資金監査報告書記載例の追加等)
	「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」	収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による訂正後の収支報告書の確認方法
	「政治資金監査報告書の訂正について」	政治資金監査報告書に記載誤り等があった場合の訂正方法

政治資金監査に関するQ & Aの主な追加・改定

当委員会では、平成21年3月に「政治資金監査に関するQ & A」を公表して以降、その後現在（平成28年11月末）に至るまで、必要に応じて追加・改定等を行い、充実を図ってきている。

主な追加・改定は、以下のとおりである。

時期	区分	主な追加・改定
平成21年 3月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（国会議員関係政治団体の会員等）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（解散時に国会議員関係政治団体であって収支が0円の場合）
	追加	・政治資金監査業務に従事する使用人等の資格
平成21年12月	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（年の途中で国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（確認の対象となる収支報告書又は会計帳簿等の関係書類の範囲）
	追加	・政治資金監査契約書への収入印紙の貼付
平成22年 2月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（業務制限の対象となる期間）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者）

	追加	・政治資金監査報酬に係る源泉徴収
平成22年 3月	追加	・政治資金監査報酬受領時に政治団体へ交付する領収書等への収入印紙の貼付
	追加	・記載事項に不備のある領収書等の写しの提出
平成22年 6月	追加	・記載事項に不備のある領収書等の確認方法
平成23年10月	追加	・収支報告書に政治資金監査報酬が計上されていない場合の確認の要否
平成24年 2月	追加	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施しない場合の理由
平成24年 3月	追加	・支出の目的が記載された払込金受領証の取扱い
	改定	・郵便局で支払をした場合の払込票兼受領証の取扱い
平成25年 6月	改定	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の政治資金監査報告書の記載方法
平成27年 7月	改定	・支出の目的が記載されていない払込金受領証の取扱い
	改定	・高額領収書等に係るあて名の確認の周知
	追加	・登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の趣旨
平成27年10月	追加	・登録政治資金監査人の守秘義務
平成28年 5月	追加	・平成28年熊本地震による災害により会計帳簿等の関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合における収支報告書の提出等

政適委第400号
平成26年12月15日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤鉄男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、本年3月にお示した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」に基づき、政治資金監査の質の向上を図るための取組について検討を行ってまいりましたが、今年度の委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言を実施することといたしました。

具体的には、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について当委員会への報告を求め、当該報告に基づき、関係する登録政治資金監査人の皆様に対して個別に指導・助言を行うこととしております。

個別の指導・助言は、平成26年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とするものであり、実施時期については、都道府県選挙管理委員会及び総務省による報告、当委員会における審議等を経ることから、平成26年分の収支報告書（定期分）の要旨の公表期限である平成27年11月末以降としております。

なお、この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起としてお示しするものであります。政治資金監査は法令に基づき適確に行う必要があり、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）に掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを見直し、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

この内容を含め、政治資金監査に関するご質問等がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なくお問い合わせください。

また、平成27年度フォローアップ研修の日程等は、平成27年3月末までに当委員会ホームページに掲載いたしますので、是非ご参加ください。

総務省政治資金適正化委員会事務局
電話 03-5253-5598（直通）
FAX 03-5253-5584